住所　京都府京丹後市大宮町三坂112番地3
　朴由香利　昭和44年3月20日生
住所　京都市左京区吉田上阿達町2番地11
　李太植　昭和61年6月26日生
住所　神戸市中央区栄町通3丁目6番27―2202号
　金敬三　昭和35年10月31日生
　金美栄子　昭和39年5月26日生
住所　大分県別府市亀川浜田町2番63号
　金侑希　平成8年5月24日生
住所　兵庫県西宮市老松町15番18―401号
　李用晃　昭和32年8月1日生
　陳順姫　昭和37年10月20日生
　李美貴　平成4年2月13日生
　李美穂　平成6年2月22日生
　李瑠美　平成8年5月26日生
住所　兵庫県芦屋市南宮町7番6―204号
　金秀香　昭和59年2月15日生
住所　兵庫県宝塚市安倉南4丁目34番31号
　夔広治　昭和16年5月25日生
　康宏子　昭和19年7月13日生
住所　兵庫県尼崎市武庫の里2丁目6番16号
　朴崇　昭和32年1月13日生
住所　兵庫県尼崎市武庫之荘1丁目15番10―502号
　徐智子　昭和58年12月27日生
住所　兵庫県尼崎市潮江1丁目14番1―205号
　李龍出　昭和27年12月17日生
　崔光子　昭和35年1月9日生
　李仁志　昭和62年10月19日生
住所　兵庫県尼崎市潮江1丁目14番1―602号
　李仁宏　昭和60年3月25日生
住所　東京都江戸川区北葛西2丁目16番22号
　朴薫　昭和46年2月26日生
住所　東京都墨田区太平4丁目24番10号
　ナッ・アレクサンドラ・ミツイ　昭和47年7月27日生

○外務省告示第百二十七号

平成二十九年三月二十日にダルエスサラームで、円借款の供与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の平成二十二年十二月十三日付けの交換公文に従ってタンザニア連合共和国政府に供与されることになったイリンガーシニャンガ基幹送電線強化計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がタンザニア連合共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十二年九月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、タンザニア連合共和国政府との間に行われた。

平成二十九年四月六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十八号

平成二十九年三月二十四日にポートモレスビーで、アロタウ市場及び水産設備改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　アロタウ市場及び水産設備改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十一億六千九百万円
3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日
4　署名者

日　本　側　中嶋敏在パプアニューギニア大使
パプアニューギニア側　リムビンク・パト外務移民大臣

平成二十九年四月六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十九号

一　リベリア共和国政府及びネパール連邦民主共和国政府は、昭和四十七年四月十日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で作成された「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」の批准書を、それぞれ、平成二十八年十一月四日にアメリカ合衆国政府に寄託した。よって、同条約は、それぞれ寄託の日にリベリア共和国及びネパール連邦民主共和国について効力を生じた。

（平成二十八年十一月四日付けアメリカ合衆国国務省口上書）

二　ギニア共和国政府は、前記の条約の加入書を平成二十八年十一月九日にグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府に寄託した。よって、同条約は、寄託の日にギニア共和国について効力を生じた。

（平成二十八年十一月十日付けグレートブリテン及び北アイルランド連合王国外務省口上書）

平成二十九年四月六日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第五百三十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十九年四月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　区域及び期間

(一)　区域

次の表の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。

都道府県名	市町村名
岩手県	盛岡市、一関市、陸前高田市並びに紫波郡紫波町及び矢巾町
秋田県	大館市、鹿角市、鹿角郡小坂町及び山本郡八峰町
新潟県	佐渡市

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二)　期間

平成二十九年四月二十六日から平成三十年三月二十三日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布若しくは当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び剝皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の(一)に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件からみて、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五　その他必要な事項

(一)　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二)　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三)　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四)　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき者が一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五)　農林水産大臣は、(四)の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。